○YouTube「豊島区公式としまななまるチャンネル」運用要綱

令和3年4月1日

政策経営部広報課長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、YouTube「豊島 区公式 としま ななまるチャンネル」(以下「本チャンネル」という)を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営主体)

- 第2条 本チャンネルの運営主体は豊島区とし、運用管理者は政策経営部広報課長とする。 運用管理者は、アカウントの登録、情報発信、運用管理等を行う。
- 2 アカウント名は、「豊島区公式 としま ななまるチャンネル」とする。 (運営主体の明示)
- 第3条 第三者によるなりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運営主体として本チャンネル名を区公式ホームページに明示する。

(配信内容)

- 第4条 本チャンネルにより区民等に発信する情報はつぎの各号のとおりとする。
 - (1) 区広報番組「としま情報スクエア」
 - (2) 区のイベント情報や施策、事業等の区政情報に関する視聴者を限定しない5分以内の動画
 - (3) その他、広報課長が適当と認める動画

(制限事項)

- 第5条 本チャンネルは配信のみを行い、配信した動画に対するコメントは許可しない。 (その他)
- 第6条 この要綱に定めがない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。